

令和6年度住民税非課税世帯等への給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)を支援する給付金です。

①②または④の支給対象と思われる世帯には、世帯主宛に確認書などを2月下旬から順次送付します。必要事項を記入し返送してください。

※世帯員全員が課税者の扶養を受けている場合は、支給対象となりません。

×6月30日(月) ※消印有効
申市役所1階ロビー特設窓口または
上下支所市民生活係



	対象者	支給額
①	住民税非課税世帯 基準日(令和6年12月13日)において世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税である世帯	1世帯につき3万円
②	①の世帯のうち、平成18年4月2日以降に生まれた児童を扶養している世帯	
③	①の世帯のうち、申請により対象となる児童 ▷基準日以降に生まれた新生児 ▷別世帯だが扶養している児童	1人につき2万円
④	住民税均等割のみ課税世帯 基準日(令和6年12月13日)において世帯全員の令和6年度分の住民税が「均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者と非課税者」の世帯	1世帯につき2万円

問福祉課(☎ 44-9149)



ふちゅう 歴史散歩 Vol.166



応急工事前



瓦の下の傷み、シートで覆った後(右下)

なんぐうじんじゃ
南宮神社

かねつきどう
鐘撞堂の応急工事

一本格的な修復に向けて—

問教育政策課(☎ 44-9024)

鐘撞堂は神仏習合時代には多くの神社にありましたが、明治以降その多くが取り壊されました。そのため神社にある仏教的な建物としては、とても珍しいものです。中でも栗柄町に所在する南宮神社の鐘撞堂は、四方吹放ちの形式としては最古級の建築で、市の重要文化財です。

その鐘撞堂は、十数年前から雨漏りによって部材が傷み、屋根が垂れ、瓦の重さを支えきれなくなっていました。そこで、倒壊を防ぐため、瓦を下ろし屋根をシートで覆う応急工事が行われました。瓦の下から明治～昭和・平成の修理材も確認され、江戸の創建から約350年間、地域の人が何度も修理し、代々大切に守ってきたことが分かりました。

本格的な修復に向け、地域の人が修復委員会を立ち上げました。これから先の未来へ引き継ぐために、今後の取り組みへご理解とご支援をよろしくお願いします。